

EU 関税法の解説と日本企業の課題

ブリュッセル・センター

EUは対外共通関税を設けているが、実態は加盟国によって適用が不統一で、日系企業を含めたEUへの輸出企業の立場を不安定にしている。本レポートでは、2005年5月号で取り上げたプレイステーション2などに加え、ホームシネマ製品やMP3・MP4など、日系企業が直面している適用問題について解説する。なお、本レポートはジェトロ・ブリュッセル・センターがバンバール・アンド・ベリス (Van Bael & Bellis) 法律事務所のフィリップ・デバーレ氏、パブロ・ミュニツ氏、亀岡 悦子氏にEU関税法と日系企業の課題について解説を依頼、作成したものである。

1. はじめに

ローマ条約に規定された商品の自由移動を促進するため、EUは1968年に関税同盟の名の下、EU市場内の関税を撤廃し、対外共通関税を設けた。しかし、この統一されているはずの対外共通関税が実は加盟国によって不統一に適用されているため、日系企業を含むEUに製品を輸出している企業の立場を不安定にしていることは2005年5月号のレポートで解説した。新たな技術を含む新製品が次々と開発されるに従って、加盟国間・企業の利害も絡まって関税分類も複雑・不明確になる傾向がある。このような状況は2006年に入ってから大きく変わることはなく、その明確な解決方法が見つからないまま暫定的な処置によって事態が処理されているのが現状である。

本レポートでは、前回のレポートで説明したカムコーダー、プレイステーション2、プラズマモニター、プラズマパネル・モジュール、LCDパネル・モジュール、DVI端子付きLCDモニターにおける関税分類について、日系企業が直面している適用問題を再度、現状理解に必要な程度解説するとともに、ホームシネマ製品、セット・ボックス、MP3・MP4についての解説を追加し、2006年5月の時点でのEU関税法上注意する点を確認したものである。

2. 各品目の関税分類における適用問題

(1) カムコーダー

カムコーダーに適用される分類規則は存在せず、注釈(EN)の解釈によって運用されている点に変化はない。DV-OUT機能のみ有するカムコーダーは、加盟国当局により4.9パーセントの関税率であるCNCNコード8525.40.91(ビデオカメラレコーダー)と分類すると拘束的関税情報(BTI)を得ている。8525.40.91(ビデオカメラレコーダー)の分類に帰属するとするためには、カムコーダーが外部からのビデオシグナルを録音できないことが条件である。

欧州企業の中にこの輸入カムコーダーのソフトを改造し、DVIN機能の使用を可能にする特殊なソフトを開発、販売する企業が出てきたため、DV-OUT機能のみを有するカムコーダーを購入してもその後消費者が、この特殊なソフトを使用し、DVIN機能をも作動できるようになったため8525.40.99(ビデオカメラ、ただしスチルビデオカメラ、ビデオカメラレコーダーを除く、関税率14%だが規則2114/2005によって21.5%とされる。なおこのように8桁のコードの場合には、関税率を明記することができるが、8531あるいは8528のように4桁のコードのみの場合、関税率を記すことは困難な場合がある)に分類された件については前回説明したが、この改造問題は改造装置開発企業がその販売を停止したため、ほぼ解決され、現在この議論は過去のものとなっている。また、CNコード8525.40.99に分類されるカムコーダーについては2005年12月13日の理事会規則2114/2005により、12.5%の関税が定められている。

カムコーダーに関する関税分類問題は、EU加盟の数カ国において係属中だが、現在欧州裁判所への付託判決の要請がドイツ裁判所から出されたところで、最終的な判決が出るまで数年かかることが予想されるため、この分野における大きな変化は今のところないと思われる。ドイツの裁判所が欧州裁判所に提出した問題は、「輸入時には外部からのビデオシグナルを録音できなかった製品は、もしその後、あるソフトをビデオインプットとしてビデオとして機能できるようになった場合、製造者がそのようなソフトが可能であるとは知らず、あるいはそのような製品を支持していなかったとしてもCNコード8525.40.99に分類されるのか」というものであった。ちなみに付託判決はこのような加盟国裁判所からの欧州裁判所への解釈についての質問であり、欧州裁判所の返答に基づき加盟国裁判所が判決を下すシステムで、現在、ドイツ裁判所が付託判決を求めている状態の本件では今年中に国内判決が出るかどうかを予想するのは難しい。

また現在カムコーダーに関連して問題となっている事項は、録画機能付きデジタルカメラとカムコーダーの関税分類上の区別で、欧州委側は録画機能付きデジタルカメラがカムコーダーと同様の機器とみなされうるとの解釈に傾いているのに対し、企業側は現在のところはカメラとしての機能が主要であることを理由にデジタルカメラと分類するようロビーイングを行っている。2006年5月4,5日の関税分類委員会においてこの事項について議論されているが、合意に達しなかった。さらに7月5~7日の関税分類委員会会議でも討議が行われているが、結論が見出せなかったため、夏以降も話し合いは続くものと思われる。

(2) プレイステーション2

2000年、日系企業が欧州委の分類規則によりその製品「プレイステーション2」の分類を8471(コンピュータ)でなく9504(ビデオゲーム機)とされたことを不当とし、分類規則を変更しなければ欧州委を相手取り法的措置に訴えることを明らかにした。

ビデオゲーム機と分類される場合、EU域内への輸入に1台につき2.2%の関税率が課されるが、コンピュータの場合には関税率が0%となる。当該企業は、分類は製品を構成する半導体などの部品に基づいて実施すべきであり、当該製品は中央演算処理装置ですべてのデータ処理を行っているのでコンピュータと同様の高度な技術を備えており、コンピュータとして分類すべきだと主張していた。当該日系企業は2001年、欧州委を相手取って欧州第一審裁判所へ訴えを提起し、同裁判所は2003年9月30日、ビデオゲーム(9504、2.2%)ではなくコンピュータとして分類(8471、0%)すべきとの企業側の主張を認め、関税分類を変更し、無税とする判断を下し、この判決は確定した。

前回のレポートから大きな変化はなく、今後の変化も予想されていない。

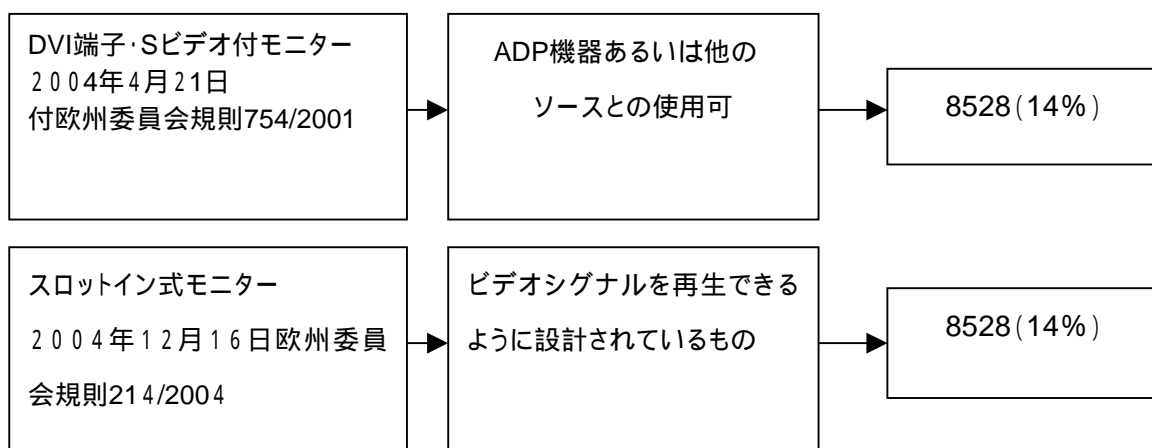
(3) プラズマモニター

関税法典委員会は、プラズマモニターについて2004年4月23日付規則754/2004を發表し、コンピュータに代表されるADP(自動データプロセッシングシステム)機器とテレビシグナルのためのビデオインプットコネクタ付きのプラズマモニターは、CNコード8528.21.90に分類され14パーセントの関税率となることを明らかにした。欧州委員会は、プラズマモニターがADP機器とのみ、あるいは主にADP機器と共に使用されるものではないため、プラズマモニター8471.60への分類は認められないと判断している。また、8531への分類は、インディケータパネルのようにシグナルを映像化する機能を有しないため適切ではないとした。

企業側はプラズマモニターが通常、輸入時には、ハードウェアとソフトウェアの違いの

問題から ADP 機器と共にのみ使用され、EU 関税法の解釈では唯一あるいは主な使用のみを問題とするので、欧州委員会の分類規則は違法な解釈であると主張した。その後、欧州委員会は 2005 年 3 月の規則 498/2005 により課税賦課停止を決定した。ちなみに、2001 年 5 月 22 日付規則 1004/2001 は、ビデオシグナルのためのビデオインプットコネクタを有するプラズマモニターを 8528 に分類される機器としていたが、これは 2006 年 2 月 10 日の規則 241/2006 によって修正され、分類自体はかわらないものの、ディスクドライブは以前のように 8524.91.00（税率は 0%）として別のコードに分類されるのではなく、モニターと同様、CN コード 8528.21.90（14%）に分類されることになった。

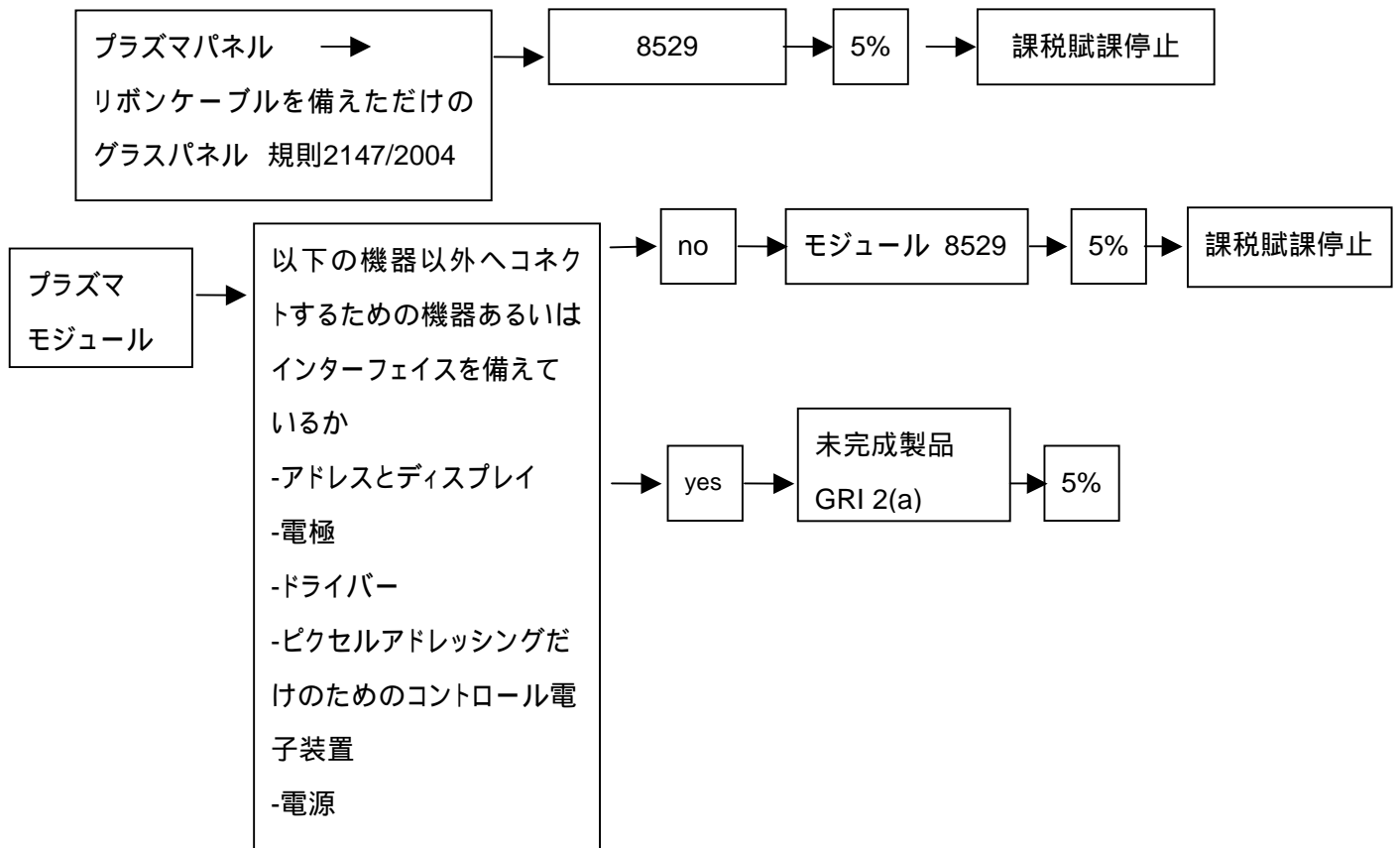
プラズマモニター



(4) プラズマパネル・モジュール

プラズマパネル（ディスプレイパネル）・モジュールについては、CN コード 8529.90.81（税率は 5%）と分類されていることに変わりはないが、LCD モジュールを対象に含む併合規則 2006 年 1 月 30 日の 300/2006 により、課税賦課停止措置の対象となっている。この規則は 2006 年 1 月 1 日から発効しており、「理事会が異なる決定をしない限り」との明示の条件つきで 2008 年 12 月 31 日まで効力を有する。2006 年 5 月中旬にはコード 8529.90.81.43（課税賦課停止、賦課停止でない場合の関税率 5%）にあたるプラズマモジュールについて欧州企業の支持を得たポーランドから課税停止解除の提案が出されているが、欧州企業のみではすべての需要をまかない切れない恐れがあると考えられたのが直ぐにこの提案は撤回されている。しかし近い将来の欧州生産事情の変化を考えると、このような提案がまた提出されることは十分に予想されうる。

プラズマパネル・モジュール



(5) LCD パネル・モジュール

分類規則については、2006年2月23日と24日に行われた関税法典委員会の繊維部門で決議が行われている。通常は機械などを扱う部門によって討議・決議がなされるが、日程上無理があり繊維製品を専門に扱う各加盟国代表者による決議の結果、分類規則957/2006が採択され、2006年6月28日にEU官報に発表された。まず特殊なディスプレイを製造している企業にのみ関係するグラフィック用ディスプレイは8531.20.95(税率は0%)に分類され、タッチスクリーンタイプの15型LCDモジュールは8548.90.90(税率は2.7%)に、32型スクリーン、1366X768ピクセルの解像度の製品については8529.90.81(税率は5%)に分類される。なお分類規則によれば32型TFTパネルは8529.90.81(税率は5%)に分類されるとされている。一般的に、画面の大きさや解像度など製品の性質による多少の違いは、他のサイズのLCDモジュールへの規則の類推適用を妨げるものではないといえる。しかし、LCDモジュール規則は明確に8529に分類される製品の画面の大きさを製品の特徴としていることを強調している。さらに、8529の分類は、この画面の大きさと解像度を有する製品が、8528に分

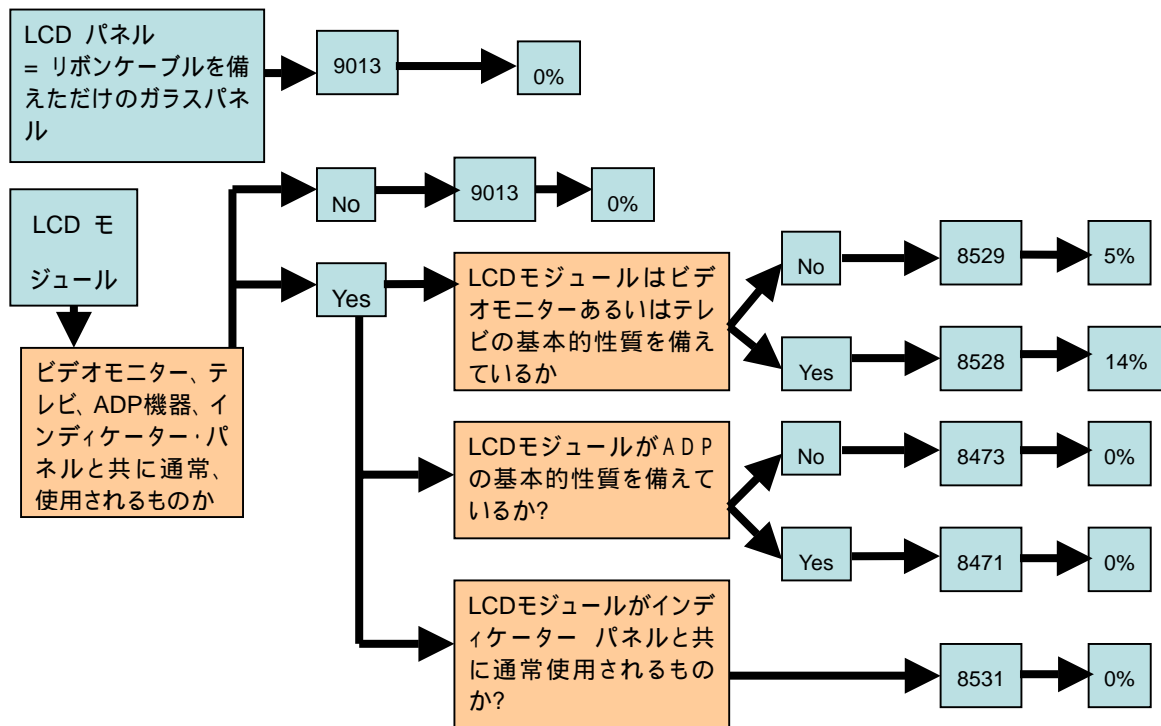
類される製品（テレビ等）に組み込まれて使用されることを理由として、8529に分類されていることが分かる。その結果、8528に分類される製品に組み込まれての使用に適しない製品は、8529の分類から除外される。

8529の分類から外れた製品の取り扱いについては、まず欧州委員会が「8528の製品に組み込まれ、あるいは主にその製品に組み込まれて使用されるに適した」という文章をどのように解釈するかが問題となる。しかし、実際には15型TFTを使用するLCDモジュールは8528に分類される機器に組み込まれて使用されることはあまりないので、8529としての分類は難しい。課税停止規則の類推で考えると、19型以下のTFTを使用するLCDモジュールも8528に分類される製品との使用は考え難いだろう。画面のサイズから8528製品との使用が難しいと思われる製品についてはLCDモジュール規則の範疇から外れると考えるべきである。注意すべきことは、8529以外に分類されるLCDモジュールの分類については加盟各国当局のBTIが必要であることである。画面サイズによって8529の分類から除外されることがあるという考えに従っていない加盟国当局もあるからである。

2006年5月現在、LCDモニターのコンポーネントとしてのLCDモジュールについては、上記のプラズマモジュールとの併合関税賦課停止規則300/2006により関税賦課停止となっている。この規則は、2005年6月27日の規則989/2005に取って代わるもので、LCDモジュールとプラズマモジュールを共に扱う。規則の添付書類によればTARIC コード44 とTARIC コード49の2つにLCDモジュールが分類されているが、この2つのコードの適用される製品の違いは、前者がタッチスクリーン機能のついていないLCDモジュール、後者がついているものである。

LCDモジュール規則は、課税賦課措置について理事会が他の決定をしない限り2008年12月31日まで有効である。しかし欧州企業により2008年12月31日までに、この賦課停止の維持に異議が申し立てられた場合、加盟国間の討議が行われ、賦課停止を取りやめるか、取りやめる場合には全般的にか一部のみかが決定される可能性がある。この賦課停止の行方に利害を有する企業は、関税問題を扱う加盟国代表者の会議である経済関税問題グループでの動き、特にLCDモジュール関税賦課停止に関する異議申し立てが加盟国代表者から提出されていないかどうかには注意する必要がある。なお課税賦課停止措置についての趣旨・手続きについて知りたい場合には、欧州委員会の自主的関税賦課停止と割り当て（OJ[1998]128/02）が参考となる。

LCDパネル・モジュール



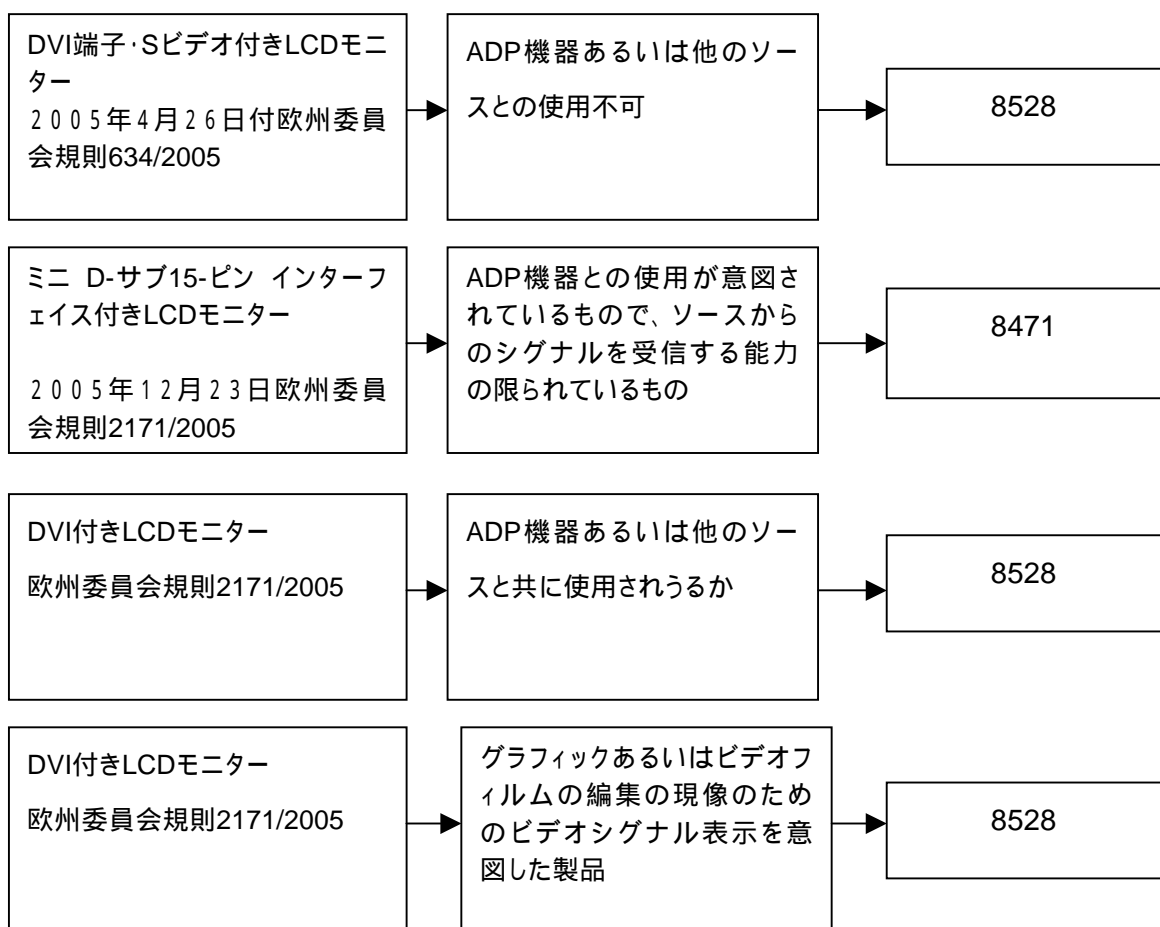
(6) DVI 端子付き LCD モニター

関税分類委員会は2004年6月30日から7月2日まで行われた会議で、モニターがADP機器あるいは8531に分類されるインディケーターパネルとして使用されるのであれば、8528に分類されると決定した。2004年9月にはこの決定はすべてのEU関税当局によって遵守されなければならないことが確認された。しかしこの決定の法的拘束力に疑問を持つ加盟国が従わないため、加盟国間の関税上の扱いに不統一が生じ、関税分類委員会はLCDモニターについての分類規則を採択することを決定した。これが2005年3月16日付理事会規則493/2005で、この分類規則に基づく分類によった場合、課税賦課停止が適用される。この規則の対象となるモニターは、スクリーン対角線が48.5cm以下、アスペクト比（横：縦）が4：3あるいは5：4のモニターであり、2005年1月1日から2006年12月31日までこの措置が有効である。この課税賦課停止措置については、2006年5月18日の理事会・共通関税ワーキンググループにおいてアイルランドの提案する課税賦課停止延長について議論される予定であったが、欧州委員会は理事会にそのような提案を提出していないため、2006年12月31日以降の課税賦課停止措置延長は現在のところ認められていない。また規則493/2005第1条は、課税賦課停止措置がLCDモニターとプラズマモニターの両方に適用されると述べていないが、同規則前文はLCDモニターについて言及している。また2005年1月12日に欧州委員会によって

提出された最初の提案によれば、プラズマ・LCDモニター両方をカバーするものとされていたが、「プラズマモニター」の文言は、理事会の関税同盟についてのワーキンググループによる議論の結果、2005年2月3日に削除されている。

さらに、CNコード8528.21.90に分類されるモニターは、以下に説明する主にホームシネマを対象とする2005年4月26日の規則634/2005によって14%の関税の停止措置を受ける。このモニターはADP機器と共に使用することはできないものである。

LCDモニター



(7) ホームシネマ

ホームシネマ製品については、2005年4月26日の規則634/2005が適用され、この製品に関する分類の解釈は最終的なものと理解されており、今後変更される可能性はほとんどない。ホームシネマのアンプリファイヤー機器については現在、CNコード8518.40.99として4.5%が課されているが、このCNコードは分類が変更になったため2006年10月に決

定される新分類によると 8518.40.89 となることに注意が必要である。ただし、変更は適用規則、関税などには影響がない。ラジオ受信機器については 8527.39.80 として 9%の関税が適用される。

さらに DVD プレーヤーを含むホームシネマセットについては、CN コード 8527.90.00 あるいは 8521.90.00 と分類され 14%が課税される。両者の相違については 2005 年 1 月 20 日の規則 129/2005 の付属書類に記載があるが、ホームシネマセットとして DVD プレーヤーを含むパッケージを輸入する場合には、CN コード 8527.90.00 あるいは 8521.90.00 に分類されるが、ホームシネマセットを構成する個々の機器を輸入する場合には、例えばアンブリファイヤーなら CN コード 8518.40.98 (税率は 4.5%)、ラジオ受信機器については CN コード 8527.39.80 (税率は 9%) が適用されることになる。

(8) MP3 と MP4

MP3・MP4 はファイル内容をディスプレイできるスクリーンを備えているもので、ビデオチューナーやその類似機器を含まない多機能製品である。MP4 については 2006 年 2 月 8 日から 10 日にかけての関税法典委員会において、討議がなされ、2006 年 3 月 9 日付 EU 官報に発表された 2006 年 3 月 8 日付規則 400/2006 が適用される。分類としては、音声録音機能を有する製品は 8520、ラジオ受信機能やビデオ再生機能を有する製品は 8527 となる。関税は前者が 2%、後者が 10%と定められている。両製品の主な差異は、前者は電池で作動するラジオ受信機が内蔵されておらず、イヤホンにラジオが備え付けてある製品で、後者はラジオが本体に内蔵されているものである。なお当該規則は他の規則と同様、遡及力を持たないので、この関税は官報発表の日から効力を有し、それ以前の輸入については原則として適用されない。

(9) セットトップ・ボックス

デジタルテレビ等とともに使用されるセットトップ・ボックスについても関税の違いから問題が生じている。EU レベルでは関税分類委員会によって討議がされている。セットトップ・ボックスは現在 2 つの分類に分かれる。まず、インターネットアクセスモデム付きでインタラクティブな情報交換機能を有し、テレビシグナル受信ができる機能を保有するコミュニケーション機能付セットトップ・ボックス製品については CN コード 8528.12.91 が適用され、関税率は 0%となる。一方、デジタルあるいはデジタルとアナログの両方のテレビ受信機能を有するセットトップ・ボックスは 8528.12.94 と分類され、14%の関税が適用される。

関税分類委員会によれば、8528.12.91 に分類可能な製品は、チューナーを備えたマイクロプロセッサ機器であり、インターネットアクセスのためのモデムを含み、インタラクティブな情報交換機能がなければならないとされているが交渉中である。そこで、例えばケーブルを備えた衛星デジタルテレビセットトップ・ボックスでモデムを備えないものは8528.12.94 に分類され、14%が課税されることになるであろう。数ヶ月に及ぶ討議の後、CNコード8528.12.91の適用範囲を明確にする注釈が出されることになった。この注釈は、モデムを含まないセット・ボックスはCNコード8528.12.91から除外され、ビデオレコーダーが備え付けられていてもCNコード8528.12.91から外れることを明確にすると思われる。

3. 日系企業の対処

欧州へ製品を輸出する企業は、その製品が上に述べた関税賦課停止の対象となるように働きかけることが一つの手段となるが、その手続きはどのように行われるのか。ガイドラインによれば液晶パネルのパーツに関する関税賦課停止を要請するためには、当該要請企業がEU加盟国に設立されており当該製品を製品生産工程で使用する設備を備えていることが条件である。そしてその企業はその加盟国当局に書式を提出し、その加盟国当局が欧州委にその要請を送付するかどうかを決定する。上記の手続き中、加盟国当局は当該企業を代弁する機能を果たすことになる。提出期限は、翌年1月1日からの課税賦課停止実施のためには、前年3月15日までに要請する必要があり、翌年7月1日からの実施のためには前年9月15日までに加盟国が欧州委員会に要請しなければならない。加盟国代表者は、経済関税問題グループにおいて他の加盟国代表者と賦課停止が可能か、また可能な場合、一部か全般的に停止されるべきかを決定するため議論を行う。加盟国当局に検討時間を充分与えるためには、これらの期限を念頭において加盟国当局へアプローチする必要がある。

4. おわりに

米国が2004年9月21日、EUの関税制度がWTOルールに違反しているとしてWTO紛争解決機関による協議を申し立てた件については、2005年8月と12月に米国とECによる申立書の交換が行われ、2006年3月31日に最終報告書がWTOパネルから発表されている。この報告書はフランス語とスペイン語に翻訳された後、WTO締結国へ配布された。米国はEU関税制度が関税分類、評価におけるEUの法規則、判例、行政規則において一貫しない、関

税問題を迅速に扱う裁判所、仲裁機関、手続きが EU には存在しないなどの点で違法であると主張している。2006 年 6 月 16 日には米国/EU 関税紛争についてのパネルリポートが出されており、パネルは米国側の様々な主張のうち 3 つを支持している。特に、パネルはデジタルビデオインターフェイスを備える液晶モニターの関税分類について不統一な関税取り扱いを行い、1994 年ガット第 10 条 3(a) に違反したと結論付けた。パネルによれば EC は、2004 年に液晶パネルの関税分類を 8528 にしたり、8471 に分類したりと関税当局による異なる扱いがあったことに異議を述べていない。パネルは、EC が 2004 年以降の DVI 付 LCD モニターの不統一な関税分類措置を改善していないとした。理事会規則 493/2005 は、一定のスクリーンサイズのモニターに対する関税賦課停止を認めたが、この措置は、液晶モニターが 8471 に分類されるのか、あるいは 8528 に分類されるのかが明確でないため不統一性を解消できないと判断された。また、欧州委員会規則 634/2005 についても、関税法委員会の意見と調和せず、8528 と 8471 の分類上の明確性に資するものではないとされた。